

# 土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領（港湾漁港編）

制 定 平成31年3月28日30企技第1551号

## 1 趣旨

本要領は、建設現場における週休2日の確保に向けた課題を把握するとともに、週休2日を建設産業に広く浸透させるために試行する、港湾・漁港工事における「週休2日確保モデル工事」の実施にあたり、必要な事項を定めたものである。

## 2 用語の定義

### (1) 週休2日確保モデル工事

港湾・漁港工事における「週休2日確保モデル工事」とは、4週8休以上の休日を確保する工事のことをいう。

### (2) 休日

休日とは、「土曜日」「日曜日」「祝日」「年末年始休暇7日間」「夏季休暇4日間」とし、現場での作業を一切行わない（現場を閉所する）日をいう。

### (3) 4週8休

工事着手日以降、最初の土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日（完成届日）まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日があることをいう。

### (4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

現場閉所には、降雨、降雪、波浪等による予定外の現場閉所日も含むものとする。

### (5) 発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

### (6) 受注者希望型

受注者が工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日の実施について、監督員と協議したうえで取り組む方式

## 3 対象工事

土木工事標準積算基準 第I編総則 第2章工事費の積算 ②間接工事費 2. 共通仮設費の工種区分が、「港湾・漁港工事」、「海岸工事（港湾・漁港に関わる海岸）」、「港湾・漁港構造物工事・海岸工事」を適用する工事を対象とする。

なお、海上工事は対象としない。

## 4 休日の評価

工事着手日以降、最初の土曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とする。

なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は対象期間に含まない。

## 5 工事費の補正

(1) 週休2日の実施による工事費については、労務費に下表の補正係数を乗じるものとする。

ただし、港湾5職種（高級船員、普通船員、潜水土、潜水送気員、潜水連絡員）および港湾5職種の労務単価を準用する潜水世話役、船団長の労務単価については補正の対象外とする。

また、土木工事市場単価や土木工事標準単価については、労務費及び機械経費の内訳が不明であるため、当該補正を行わない。

さらに、工場製作に要する費用については補正の対象としない。

	4週8休以上
労務費	1.05

(2) 港湾工事市場単価については、下記のとおり補正を行う。

ただし、補正対象外職種が含まれる工種の補正は行わない。

工種	市場単価の構成			構成比			市場単価補正係数
	機械	労務	材料	機械	労務	材料	
1 底面工	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04
2 マット工	×	○	○	0.00	0.10	0.90	1.01
3 支保工	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05
4 足場工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03
5 鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
6 吊鉄筋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
7 型枠工	×	○	○	0.00	0.80	0.20	1.04
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	○	○	×	0.20	0.80	0.00	1.04
9 コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
10 止水板工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
11 上蓋工	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
12 伸縮目地工	×	○	○	0.00	0.50	0.50	1.03
13 係船柱取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
14 防舷材取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
15 車止・縁金物取付	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
16 係船柱撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05
17 防舷材撤去	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
18 車止撤去	○	○	×	0.10	0.90	0.00	1.05
19 電気防食取付	○	○	○	---	---	---	補正しない
20 防砂目地板取付工(陸上施工)	×	○	×	0.00	1.00	0.00	1.05
21 防砂目地板取付工(水中施工)	○	○	×	---	---	---	補正しない
22 吸出し防止工	○	○	×	---	---	---	補正しない
23 港湾構造物塗装工	×	○	○	0.00	0.70	0.30	1.04
24 ベトドラム被覆	×	○	×	---	---	---	補正しない
25 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工)	×	○	○	0.00	0.90	0.10	1.05
26 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	×	○	○	---	---	---	補正しない
27 かき落とし工	×	○	×	---	---	---	補正しない
28 汚濁防止膜設置・撤去・移設	○	○	×	---	---	---	補正しない
29 汚濁防止枠設置・撤去	○	○	×	---	---	---	補正しない
30 灯浮標設置・撤去	○	○	×	---	---	---	補正しない

## 6 受注者希望型と発注者指定型

3に当てはまる工事については、受注者希望型として発注することを標準とする。

発注者指定型の発注については、別途定めるものとする。

## 7 受注者の取組内容

(1) 受注者希望型においては、受注者は工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日の実施可否について監督員と協議しなければならない。

(2) 週休2日に取り組む受注者（以下「受注者」という）は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。

(ア) 対象期間中、工事現場において4週8休以上の休日を確認し、工程表に休日を明記する。

(イ) 工程表で定めた休日においては下請企業を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇とする。

(3) 受注者は対象期間中、工事現場に試行工事であることを記載した掲示板を設置する。

(4) 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日

を設定し、事前に発注者と協議する。

- (5) 受注者は毎月の履行報告書提出時において、実施工程表に休日取得状況（現場閉所実績）を記入し、発注者の確認を受ける。
- (6) 受注者は出来形数量の提出時等に、工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）について、次に掲げる書類を提出し、4週8休の達成状況を工事打合せ簿で報告する。
  - (ア) 工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌等）
- (7) 受注者は週休2日の実施により行われた労務費の補正を下請負契約にも反映させるものとする。
- (8) 受注者は試行工事の検証を行うため、アンケートに協力するものとし、「週休2日確保工事調査表」（様式1）を竣工後2週間以内に監督員へ提出する。

## 8 発注者の取組内容

- (1) 発注者は受注者に対して週休2日確保の取組みに支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等について柔軟に対応する。
- (2) 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない。
- (3) 発注者は試行工事竣工後3週間以内に「週休2日確保工事調査表」（様式1及び様式2）を技術管理課へ提出する。

## 9 事務手続きについて

- (1) 積算関係
  - (ア) 当初設定工期は標準工期とする。
  - (イ) 掲示板の設置費用については、物価本の「工事標示板」の費用を共通仮設費の営繕費に積み上げて計上する。
  - (ウ) 発注者指定型においては、当初積算時に労務費の補正を計上する。
- (2) 設計変更  
発注者は受注者の週休2日の達成状況を確認し、以下のとおり設計変更を行う。
  - (ア) 受注者希望型の場合、4週8休以上の現場閉所が確認された場合は労務費の補正を行う。
  - (イ) 発注者指定型の場合、4週8休以上の現場閉所が確認された場合は当初積算時の補正を引き続き適用する。なお、4週8休以上の現場閉所を確保できなかった場合は当初積算時の補正を減額する。
- (3) 入札事務手続き関係
  - (ア) 「起工伺」及び「金抜設計書」の右上余白に「週休2日確保モデル工事」と明示する。
  - (イ) 「特記仕様書」に下記事項を追加する。

（記載例）

### 第〇章 週休2日確保工事

- 1 本工事は、『土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領（港湾漁港編）』の対象工事である。
- 2 受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。
- 3 本工事の発注方式は（ 受注者希望型 ・ 発注者指定型 ）である。

↑どちらかを選択すること

※発注者指定型においては、当初積算時に「4週8休以上」を確保した場合の補正を行っている。 ←発注者指定型の場合は記載する

(ウ) 「入札公告」(随意契約の場合、見積書提出通知) に下記事項を追加する。

(記載例)

○ その他

(○) 本工事は、『土木部発注工事における「週休2日確保モデル工事」試行要領(港湾漁港編)』(技術管理課 HP : <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/shuukyuufutuka.html> 参照) の対象工事である。

受注者は試行要領に定める事項について遵守しなければならない。

本工事の発注方式は ( 受注者希望型 ・ 発注者指定型 ) である。

↑どちらかを選択すること

1 0 工事成績評定について

受注者希望型、発注者指定型ともに、4週8休以上の休日の確保が確認できた場合は、加点評価を行う。(第1評定 5創意工夫において、2点の加点)

発注者指定型においては、受注者の責により4週8休以上の休日が確保できなかった場合、減点評価を行う。(第1評定 2施工状況「Ⅱ工程管理」において「d判定」、第2評定 2施工状況「Ⅱ工程管理」において「3の項目を評価しない(×とする)」)

1 1 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定めるものとする。

1 2 附則

この要領は、平成31年4月1日以降に起工する工事から適用する。